

## ◆ 退職金規程

平成18年度採用の者より入社3年目から月額¥10,000 - ずつの掛金を共済会へ支払うものとする。

退職する者で後記 1)、又は 2) に該当する者は別表の通り退職金が支払われる。会社が支払うのではなく 1)、2) それぞれの機関が直接支払う。

### 1) 【中小企業退職金共済事業団】

(加入者 平成4年3月31日 入社までの人)

※平成5年3月31日以前に加入した者

退職金の額は、掛金月額と納付月数によって算出した額に付加金を加えた額です。但し、納付月数が35月以下で退職した場合は、付加金は、付きません。

※別表 中退1～中退6

### 2) 【名古屋市中小企業共済会】

(加入者 平成4年4月1日以降入社の人)

※平成5年4月1日以後に加入した者

退職金の額は、掛金月額と納付月数によって固定的に定められている基本退職金額と金利情勢に対応して弾力的に定められる付加退職金額を加えた額です。

※別表 名退1～名退2